

映像作品の二次利用について

1. 申込手続

「映像使用申込書」に必要事項を記入の上、お申し込みください。

2. 対象映像

対象映像で、次のいずれにも該当しないもの。

①音声（ナレーション、音楽）の入っている部分

②肖像権使用の許可がとれていない部分

なお、タレント等が出演している部分は、申込者が直接タレント等の承諾を得てください。

3. 使用料

・使用料として、①基本料金、②複写料金、③著作権使用料金をいただきます。（なお、消費税が別途加算されます。）また、その他必要経費（送料、テープ代）は、申込者において負担していただきます。

①基本料 1件につき 20,000.-

（試写のみで映像を使用しなかった場合も、基本料はいただきます。）

②複写料金（下記の「映像抜取料金」と「コピー料金」の合計金額）

・映像抜取料金：1ヶ所につき ¥1,000.-

・コピー料金：下記のとおり。

複写する時間	金額
30分未満	¥ 8,500.-
30分以上 60分未満	¥ 11,000.-
60分以上 90分未満	¥ 15,000.-
90分以上 120分未満	¥ 20,000.-
120分以上	¥ 4,000.-
※30分増すごとに2万円に加算	

③著作権使用料金

使用した時間	1秒あたりの単価
20秒以下の部分	¥ 2,000.-
20秒以上40秒未満の部分	¥ 1,000.-
40秒以上の部分	¥ 500.-

・50秒使用すると、20秒×2,000円+20秒×1,000円+10秒×500円=65,000円。

・著作権使用料金は、「映像使用報告書」の記載に基づいて請求します。（実際には使用しなくても）

・「映像使用報告書」が、提出予定日から30日を経過しても提出されない場合は、「映像使用申込書」記載の使用秒数に基づき請求いたします。

4. 注意事項

・映像使用に当たっては当館において VHS（キャラクター入り）を閲覧し、使用部分を指定していただきます。

・映像の引き渡しには複写作業のため、最低1週間はかかります。

・お渡しする映像（素材テープ）は原則として、完成原版（マスターテープ）からの抜き焼きコピー（βカムSP等）となります。

・映像の利用は、「映像使用報告書」記載の作品または番組以外に利用できません。

・再複製、又は第三者への貸与は一切できません。

・お渡しした映像（素材テープ）は、目的の作業終了後ただちに返却してください。

・「映像使用報告書」は、完成台本、カット表、製作した作品または番組の VHS テープとともに提出してください。

・上記、注意事項に従わなかった場合は、次回以降の利用をお断りいたします。

公益財団法人東京都歴史文化財団 東京都江戸東京博物館

〒130-0015 東京都墨田区横網1-4-1

事業企画課 資料係

TEL 03-3626-9916 FAX 03-3626-8001